

医療費助成事業オンライン報告システム利用条件

1 目的及び定義

- (1) 本条件は、沖縄県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）が運営する医療費助成事業オンライン報告システムを利用する場合に、必要な事項を定めたものです。
- (2) 本条件において使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりです。
 - イ) 「医療費助成事業オンライン報告システム（以下「本システム」という。）」とは保険医療機関、保険調剤薬局、国保連合会をインターネット経由で結び、医療費助成（自動償還）に必要な情報をオンラインで報告する仕組みです
 - ロ) 「システム利用者」とは、国保連合会が許可した本システムを利用する保険医療機関、保険調剤薬局等です

2 適用

- (1) 本条件は、すべてのシステム利用者に適用されるものとします。
- (2) 本条件の実施のため付随して作成された本システム利用上の決まりは、本条件の一部を構成するものとして前項のシステム利用者に適用されるものとします。

3 条件の遵守

- (1) システム利用者は、本システムの利用に際し事前に本条件を熟読のうえ、本条件に同意して本システムを利用するものとします。
- (2) 本システムを利用する場合は、本条件を遵守する必要があります。

4 システム利用者の認証

- (1) システム利用者は、本システムの利用に当たり、認証を行うために国保連合会が発行するＩＤおよびパスワードが必要になります。
- (2) 国保連合会は、前項に掲げるＩＤおよびパスワードの確認をもってシステム利用者の認証を行います。
- (3) 前項の認証は、国保連合会の定める方法により行います。

5 運用制限

- (1) 国保連合会は、本システムの維持、補修の必要があるとき、天災地変その他の事由によりシステムに障害又は遅延の生じたとき、その他理由の如何を問わず、その裁量により、システム利用者への予告を行うことなく、本システムの運用停止、休止若しくは中断又は本システムの利用制限を行う場合があります。

- (2) 前項により、システム利用者が期日までにオンライン報告できない場合は、オンライン報告以外の方法(直接提出や郵送)で、期日までに報告することにします。

6 情報到達の責任分界点

- (1) システム利用者から国保連合会への情報の到達は、国保連合会の電子計算機に備えたファイルへ記録された時点をもって責任を果たしたものとなります。

7 情報経路の責任分界点

- (1) 国保連合会の責任の範囲は、国保連合会が準備した回線の接続地点から国保連合会までの範囲をいい、責任範囲で障害が起こった際の対処及び情報の管理について責任を負うものとします。
- (2) システム利用者の責任の範囲は、国保連合会が準備した回線の接続地点からシステム利用者までの範囲をいい、責任範囲で障害が起こった際の対処及び情報の管理について責任を負うものとします。

8 システム利用者の責任

- (1) システム利用者は、次の各号に掲げる事項に注意して利用してはなりません。
- イ) 本システムの定期的又は臨時的な停止、利用制限、その他通信回線の障害等により予告の有無を問わず、本システムが利用できなくなる場合があること
 - ロ) 本システムが不正に利用されることのないよう、IDおよびパスワード、その他本システムを利用するために必要なすべての機器を適切に管理すること
 - ハ) システム利用者は、自らの責任と負担において本システムを利用するために必要な機器、ソフトウェアおよび回線等の設備を準備すること
- 二) 本システムを利用する機器にウイルス対策ソフトを導入し、適切にウイルスチェック及びウイルス定義ファイルの更新を行い、ウイルスへの感染を防ぐこと

9 禁止事項

- (1) システム利用者は、次の各号に掲げる行為を禁止します。
- イ) 本システムを国保連合会が許可する目的以外の用途で使用する
 - ロ) 本システムに対し、不正にアクセスを行う
 - ハ) 本システムの管理及び運営を妨害すること
- 二) 本システムに対し、ウイルスに感染したファイルを送信すること
- ホ) 4 (1) に掲げるID及びパスワードを第三者に使用させること並びに第三者への貸与、譲渡、売買及び担保の目的に供すること

10 システム利用の拒否

- (1) 国保連合会は、前9禁止事項に定める行為、又は本システムの運用に支障をきたす若しくは支障をきたす恐れがある行為を行ったシステム利用者に対して、その判断により、本システムの利用を拒否することがあります。

11 免責事項

- (1) 国保連合会は、次に掲げる事項により生ずるシステム利用者の損害については、その責任を負いません。
- イ) 国保連合会の責によらず、4(1)に掲げるID又はパスワード、その他システム利用者に関する情報が漏洩し、又は盗用されたことによって生じた損害
 - ロ) 正当な利用者以外の第三者が、4(3)に掲げる方法により行った医療費助成制度(自動償還)等の報告に関する損害
 - ハ) 5(1)に掲げる運用制限により生じた損害
- ニ) (イ)～(ロ)のほか、不可抗力により発生した損害

12 個人情報の取り扱い

- (1) 本システムでは、利用者の個人情報を適切に取り扱います。
- (2) 本システムでは、法令等に基づく場合又は法執行機関より法的根拠に基づく情報開示請求があった場合を除き、知り得た個人情報を利用者以外の第三者に提供しないものとしします。

13 条件の改定

- (1) 国保連合会は、必要があると認められるときは、その裁量により、システム利用者に対する事前の通知を行うことなく、いつでも本条件の変更又は新たな条件の追加をすることがあります。
- なお、本条件を変更した場合は、変更後の条件を国保連合会ホームページ上に掲載することとします。
- (2) 前項による本条件変更後に、システム利用者が本システムの利用を継続したときには、システム利用者は、変更又は追加後の条件に同意したものとみなされます。

14 知的財産権

- (1) システム利用者は、本システムの利用に際し、国保連合会がシステム利用者に貸与又は提供するソフトウェア等のプログラム又はその他の著作権を次のとおり扱うものとしします。
- イ) この条件に従って、本システムを利用するためにのみ使用すること
 - ロ) 複製、改変、編集、頒布等を行わず、また、リバースエンジニアリングを行わないこと

ハ) 営利目的の有無に関わらず、第三者に貸与・譲渡又は担保の目的に供しないこと

1 5 システムの利用時間

- (1) システム利用者は、5 (1) に掲げる本システムの運用の停止、休止又は中断の時間を除き、本システムを利用して医療費助成事業（自動償還）の報告に関するを行うことができます。本システムの利用時間及び利用日程については、別紙 1 に定めるとおりとします。

医療費助成事業（自動償還）報告に係る利用時間及び利用日程

■ 保険医療機関、保険調剤薬局

医療費助成事業（自動償還）の受付及び報告期間

期間	運用時間	備考
1日～4日	9：00～17：00	休日（土、日、祝日）含む
5日～7日	8：00～21：00	
8日～15日	8：00～24：00	
16日～月末	9：00～17：00	

○メンテナンス期間：報告期限日より2週間

※いずれの日程も、土曜、日曜及び祝日を含みます。

※報告期限日が土曜、日曜及び祝日の場合は、その翌日以降の最初の営業日までとします。

※システムに関する問い合わせやサポートは、国保連合会の業務営業日の（午前9：00～12：00）（午後13：00～17：00）のみとする。